戸水施第１６０１号

令和７年３月２６日

　上下水道使用者　様

戸田市水安全部水道施設課

令和７年１月２０日に笹目地区で発生した水道管漏水事故

に起因する水道水の濁り水について（お知らせ）

　戸田市で管理する水道本管の漏水事故により、１月２０日(月)に市内で濁り水が発生しました。水道水をご利用いただいている皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

　濁り水の発生に伴い、当日「捨て水」（濁り水の排水）のご協力をいただいた使用者様に対しまして、下記のとおり「捨て水」相当分を、水道料金の軽減及び下水道使用料の減免をさせていただくこととなりました。つきましては、捨て水のご協力をいただき、減免の対応を希望される使用者様は、お手数をおかけいたしますが、下記のとおり申請をお願いいたします。

記

１　減免の対象となる地域

　　　戸田市内全域

２　減免の対象となる水量及び料金

　　　・水量…１㎥（＝１t＝１,０００L）※標準的な浴槽４～５杯分相当

　　　　※個人で管理されている受水槽、特別の事情のある事業所等で捨て水が１㎥を超える場合

　　　　　において、現地確認等のうえで合理性があると認められるときは、受水槽の容量分等を

　　　　　減免します。

　　　・料金…１㎥分の従量料金（従量料金は、検針月の使用水量により異なる）別紙のとおり

　　　　≪減免例≫　２か月で４１㎥～６０㎥上水道を使用している場合

　　　　　　　　　　上水道：１６０円＋下水道：７６円＝合計２３６円（税抜）

３　申請方法及び申請期限

　　　水道料金等減免申請書に必要事項を記入の上、Ｅメール、郵送又は窓口に持参にて提出して

　　　ください。

　　　※受水槽のある共同住宅は、個人で申請してください。

　　　※個人で管理する受水槽で、捨て水が１㎥を超える場合、受水槽容量のわかる資料を提出し

　　　　てください。また、特別の事情のある事業所等で捨て水が１㎥を超える場合、事前に水道

　　　　施設課に相談してください

　　　【提出先】

　　　　　〒335-0026　戸田市新曽南３丁目１番５号　戸田市役所新曽南庁舎４階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※本庁舎ではありませんのでご注意下さい。

　　　　　戸田市　水安全部　水道施設課宛て

　　　　　Email：sui-sisetuka@city.toda.saitama.jp

　　　【申請期間】

　　　　　**令和７年４月１日（火）から令和７年４月３０日（水）１７時００分まで（必着）**

４　減免方法

　　　次回の水道料金等算定時に検針水量から減免対象水量を減らした上で、水道料金等を確定し

　　　ます。なお、水道料金等減免決定通知書は送付いたしませんのでご承知おきください。

５　問合せ先

　　　戸田市　水安全部　水道施設課

　　　〒335-0026　戸田市新曽南３丁目１番５号　戸田市役所新曽南庁舎４階

　　　電話　048-229-4638［平日（土、日、祝日を除く）の8:30～17:15］

**【別紙】**

**減免の対象となる１㎥分の従量料金**

使用量の欄は、２か月に１度、水道メーター検針時に投函される「水道使用量等のお知らせ」に記載されている「上水道使用量・下水道使用量」を参考にご覧ください。（例：38㎥であれば２段目）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **使用量（2か月分）** | **上水道料金****（税抜）** | **下水道使用料****（税抜）** | **合計****（税抜）** |
| 1㎥ ～ 20㎥ | 60円 | 11円 | 71円 |
| 21㎥ ～ 40㎥ | 105円 | 22円 | 127円 |
| 41㎥ ～ 60㎥ | 160円 | 76円 | 236円 |
| 61㎥ ～ 100㎥ | 215円 | 76円 | 291円 |
| 101㎥ ～ 200㎥ | 265円 | 96円 | 361円 |
| 201㎥ ～ 400㎥ | 355円※ | 106円 | 461円 |

※上水道料金は201㎥以上の1㎥あたりの金額はすべて355円（税抜）となります。

※上記表の減免額は目安となります。必ず当てはまるものではありません。